

平成26年第7回(12月)川南町議会定例会議録 (最終日)

平成26年12月15日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年12月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 62号 西都児湯公平委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第 63号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第 64号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 日程第4 議案第 65号 川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について
- 日程第5 議案第 66号 川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める
について
- 日程第6 議案第 67号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
等の一部改正等について
- 日程第7 議案第 68号 川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて
- 日程第8 議案第 69号 川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 70号 川南町別館条例を定めるについて
- 日程第10 議案第 71号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 72号 川南町公民館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 73号 川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて
- 日程第13 議案第 74号 川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて
- 日程第14 議案第 75号 川南町行政手続条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 76号 川南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 77号 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契
約の締結について
- 日程第17 議案第 78号 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契
約の締結について
- 日程第18 議案第 79号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第19 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第 4号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について
- 日程第21 山下壽君の議員辞職の件について
- 日程第22 議員派遣の件について

日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開議

○議長(竹本 修君) おはようございます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時1分休憩

.....
午前9時40分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第62号 「西都児湯公平委員会の共同設置について」

日程第2 議案第63号 「西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について」

日程第3 議案第64号 「西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」

日程第4 議案第65号 「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」

以上、4議案を一括議題とします。本4議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第62号、63号、64号については採決の結果全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において次のような意見・要望がありました。

共同設置することにより、より専門性の高い委員を確保することが可能となり、経費節減にもつながる。

メリットについて、弁護士など専門家が入れば安心との意見がありました。

議案第65号「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」は、採決の結果、全員一致で原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

議案第62号、63号、64号までの三つの機関の事務の共同化に対応するものです。

以上で、総務厚生常任委員会における報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第62号「西都児湯公平委員会の共同設置について」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号「西都児湯公平委員会の共同設置について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号「西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号「西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号「西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号「西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」

日程第6 議案第67号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」

以上、2議案を一括議題とします。

本、2議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されておりました議案第66号と67号について報告します。

議案第66号「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行教育長の身分が新制度の下では特別職と扱われることに伴い、新たに条例を制定するものです。「特別職として職責遂行に努力してもらう」との意見がありました。

議案第67号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第66号「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」

日程第8 議案第69号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。

本、2議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議案第68号「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」は、採決の結果賛成多数で原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。一人一人の人権が尊重された男女共同参画社会を目指すもので、条例整備後に具体的な施策を進めるものです。男性の意識改革も必要です。それぞれの特性を活かすことは必要との意見がありました。

議案第69号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、採決の結果賛成多数で原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。議案第68号川南町男女共同参画社会形成推進条例第21条に規定する審議会委員の報酬を定めたものです。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第68号「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第68号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第69号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 「川南町別館条例を定めるについて」

日程第10 議案第71号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第11 議案第72号 「川南町公民館条例の一部改正について」

以上、3議案を一括議題とします。

本、3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第70号「川南町別館条例を定めるについて」は、採決の結果全員一致を持って原案

のとおり認め可決すべきと決定しました。

今年度からスタートした自治公民館制度において、自治公民館長が駐在し、地域のコミュニティの拠点として使用している別館を教育課所管から自治公民館関係所管のまちづくり課の管理運営に一元化を図り、地域住民が集う場所として所管を変更するものです。

議案第71号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。議案第70号の川南町別館条例によりまして、新たに川南町別館使用料として規定するものです。

○議長(竹本 修君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(川上 昇君) 文教産業常任委員会に付託されました議案第72号について審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第72号「川南町公民館条例の一部改正について」は、今年度から始まった自治公民館制度の発足に伴い、町内6か所の別館をそれぞれの自治公民館の拠点として利用することを主旨として一部改正するものです。したがって、その別館を社会教育法でいう公民館の枠から外すため別館に関する条文を削除し、同時に使用の許可や不許可、さらには、許可の取消しに関する条文を追加するものです。施行開始は平成27年4月1日としています。

審査の結果、討論、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第70号「川南町別館条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号「川南町別館条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号「川南町公民館条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号「川南町公民館条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第73号「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」は、採決の結果、全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

これまでの「川南町人づくり交流基金条例」を引き継ぐものです。用途を指定した寄付金の受け皿となる基金です。

以上で審査報告を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第73号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 「川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第74号「川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援制度において、子ども・子育て支援法第20条第3項第3号を根拠法令として保育の必要性の事由を条例で定めるとともに、今までの川南町保育の実施に関する条例を廃止するものです。

以上で報告を終ります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第74号「川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第74号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号「川南町保育の必要性の認定に関する条

例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第75号「川南町行政手続条例の一部改正について」

を議題とします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第75号「川南町行政手続条例の一部改正について」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。行政手続法の改正によるものです。

以上で審査の結果報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号「川南町行政手続条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号「川南町行政手続条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第76号 「川南町国民健康保険条例の一部改正について」

を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第76号「川南町国民健康保険条例の一部改正について」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。国民健康保険法施行令等の一部改正に伴うものです。

今回の改正は、出産育児金に関するもので産科医療保障制度の掛け金変更に伴い見直すものです。

以上で議案についての審査報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第76号「川南町国民健康保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号「川南町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第77号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」

日程第17 議案第78号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」

以上、2議案を一括議題とします。

本、2議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第77号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」と 議案第78号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」は、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

請負変更契約を締結するため議会の議決を求められたものです。

2議案とも、手抜き工事だったのかなど意見がでましたが、工事にとりかかって判明したものです。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第77号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なし」と認めます。これで討論を終ります。

これから議案第77号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第78号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第79号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。本議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第79号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第7号）」については、採決の結果全員一致を持って原案のとおり認め可決すべきものと決定しました。

歳入歳出予算の総額に1億9870万3000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億

2476万円とするものです。

総務厚生常任委員会に付託された主なものでは、老人ホーム入所者数の増加で831万5000円、透析患者増により407万5000円など今後の不足分を計上するものです。

障がい児施設給付費は、実績報告に基づく返還金です。本来であれば、平成25年度のみの実績報告に伴う清算の形であるが、24年度実績報告の誤りが判明し、平成24・25年度分の返還金の計上となった。今後このようなことのないよう注意してもらいたいとの意見がありました。

以上で総務厚生常任委員会に付託されました議案について審査報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第79号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第7号）」について審査の経過と結果について報告します。

まず歳入の内、15款財産収入の立木売払収入258万5000円は、国との分収契約に基づき行われた立木売払額の70%相当額で、この内67%相当分を地元に戻し、残りの3%分が町の取り分となっています。

また、歳出の主なものの内、6款農林水産業費の農地中間管理事業補助金110万円については、今年度から始まった農地中間管理事業を活用して農地の賃貸借を行う農家や地域に対して補助するものです。10分の10の国庫補助金の計画です。これは、以前国の農地潤滑化事業が、当時の3年ないし5年のスパンから新たに10年になったものです。農地の安心な貸し借りと効率的な利用を促進するもので、取り組みにより素晴らしい事業で、有効な周知をとの意見がありました。

同じく6款有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金の3万9000円は、有害鳥獣の捕獲実績に応じて県の予算の2分の1補助するものであります。

7款商工費の商店街防犯カメラ設置補助金225万円は、提案理由で補足説明があったとおり商店街連絡協議会が防犯カメラを8か所設置する事業に対する補助金です。県補助金から2分の1の支援事業となっています。設置に関しては、防犯上画期的で安全安心なまちづくりに非常に有効である。

一方、モニターや記録データ等の管理は細心の注意を払い徹底して行うよう意見が付されました。

審査の結果、討論や特段の意義もなく原案どおり全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第79号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第7号）」について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号「平成26年度川南町一般会計補正予算
（第7号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 同意第2号 「教育委員会委員の任命について」
を議題とします。本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入
ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に中津克司君及
び河野幸夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投
票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投
票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。中津克司君及び河野幸夫君、開票の立ち会いをお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。投票総数12票、全員が賛成であります。

以上のとおり、全員が賛成であります。したがって、同意第2号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第20 発議第4号 「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について」
を議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しています意見書を朗読して趣旨説明といたします。

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これらの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考えます。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

宮崎県川南町議会

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

以上、提案いたします。

○議長（竹本 修君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから発議第4号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第21 「山下壽君の議員辞職の件について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山下 壽君の退場を求めます。

（山下 壽君 退場）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） それでは朗読いたします。

平成26年12月15日

川南町議会議長 竹本修 殿

川南町議会議員 山下壽

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長(竹本 修君) お諮りいたします。山下壽君の議員の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

山下壽君の除斥を解きます。

(山下壽君 入場)

ただいまの、「山下壽君の議員辞職の件について」は、辞職を許可することに決定しました。

日程第22 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第23 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、「閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第24 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成26年第7回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前10時35分閉会